

重要取組シート

子ども青少年局 子ども青少年育成部
子ども相談所

取組項目	子どもの虐待防止																					
現状・課題	【経過・現状】 ・本市の児童虐待相談対応件数は横ばい傾向。R3 年度の件数は、H28 年度と比較して、子ども相談所では 1.4 倍、区子育て支援課では 0.8 倍になっている。 ＜児童虐待相談対応件数の推移＞（単位：件） <table><tr><th>年 度</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R 1</th><th>R2</th><th>R3</th></tr><tr><td>子ども相談所</td><td>1,605</td><td>1,621</td><td>2,170</td><td>2,367</td><td>2,339</td><td>2,209</td></tr><tr><td>区子育て支援課</td><td>1,283</td><td>1,306</td><td>1,555</td><td>1,411</td><td>986</td><td>1,064</td></tr></table> ※区子育て支援課のR2 の件数が減少しているのは、集計方法の見直しを行ったため。	年 度	H28	H29	H30	R 1	R2	R3	子ども相談所	1,605	1,621	2,170	2,367	2,339	2,209	区子育て支援課	1,283	1,306	1,555	1,411	986	1,064
	年 度	H28	H29	H30	R 1	R2	R3															
	子ども相談所	1,605	1,621	2,170	2,367	2,339	2,209															
	区子育て支援課	1,283	1,306	1,555	1,411	986	1,064															
	・R4 年の児童福祉法改正において、市区町村におけるこども家庭センター※の設置や、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画の策定を規定 ※こども家庭センター：子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能を有し、子どもやその家庭に対して一体的に相談支援を行う。																					
【課題】 ・増加する児童虐待事案に対応するため、児童福祉法に基づく配置基準や児童相談所運営指針に沿った人材の確保と育成が必要 ・虐待の早期発見に向けた通告の徹底に関する周知や虐待の根絶に向けた啓発 ・虐待の未然防止から、発見、支援に至るまで各関係機関の切れ目のない連携推進																						
取組の内容	・児童福祉司及び児童心理司の確保を含む子ども相談所の体制強化と、これに伴う人材育成を図る。 ・児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応にオール大阪で取り組むことにより、重大な児童虐待「ゼロ」の実現をめざすため、大阪児童虐待防止推進会議において決定した次の取組を実施する。 ①オール大阪での啓発活動：児童虐待防止推進月間である 11 月を中心に幅広く周知するための啓発を行う。 ②精神科医療機関との連携：精神的に不安定な保護者に適切な支援を行うため、精神科医療機関と連携し虐待の未然防止につなげる。 ③警察との定期的な合同研修：警察・児童相談所・各区子育て支援課が互いの業務内容や役割を学び相互理解を深め、今後の児童虐待対応に活かす。 ④SNS を活用した児童虐待防止相談事業：子育てに悩みを抱える親や子ども本人など、SNS により気軽に相談してもらい児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図る。 ⑤リスク事案における 24 時間以内の安全確認：「最重度最優先ルール」を設け、「最重度事案の 24 時間以内の安全確認」をめざす。 ⑥警察との虐待通告の情報全件共有：子ども相談所が受理した通告を全件共有。																					

(様式 4)

スケジュール	前期 (～7月)	☐ 各区において支援を要する子どもや妊産婦等を対象に支援計画の策定を令和 6 年度から開始できるように調整を進める。(通年) ☐ 各区で、関係機関間で情報交換、進行管理、支援方針の見直しを行う「子ども虐待ケース連絡会」、「要支援ケース連絡会」(特定妊婦含む)を 3～4 か月ごとに、「要支援ケース連絡会Ⅱ」を年に 2 回開催。(通年) ☐ 家庭引取り継続ケースにおいて、子ども相談所で定期的な情報共有を行い、リスク判断を行う。(通年)		
	中期 (～11月)	☐ 堺市要保護児童対策地域協議会の「区代表者会議」を開催(8～9月) ☐ 児童虐待防止推進月間を中心にオレンジリボンキャンペーンを実施(11月) ☐ 堺市要保護児童対策地域協議会の「代表者会議」を開催(11月) ☐ 堺市要保護児童対策地域協議会関係機関研修会を開催(11月)		
	後期 (～3月)			
	次年度以降	☐ 各区において支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画の策定を開始。		
進捗の状況	前期 (～7月)	☐ 各区において支援を要する子どもや妊産婦等を対象に支援計画の策定を令和 6 年度から開始できるように調整を進める。(通年) ☐ 各区で、関係機関間で情報交換、進行管理、支援方針の見直しを行う「子ども虐待ケース連絡会」、「要支援ケース連絡会」(特定妊婦含む)を 3～4 か月ごとに、「要支援ケース連絡会Ⅱ」を年に 2 回開催。(通年) ☐ 家庭引取り継続ケースにおいて、子ども相談所で定期的な情報共有を行い、リスク判断を行う。(通年)		
	中期 (～11月)	☐ 堺市要保護児童対策地域協議会の「区代表者会議」を開催(8～10月) ☐ 児童虐待防止推進月間を中心にオレンジリボンキャンペーンを実施(11月) ☐ 堺市要保護児童対策地域協議会の「代表者会議」を開催(11月) ☐ 堺市要保護児童対策地域協議会関係機関研修会を開催(11月)		
	後期 (～3月)	☐ 警察と児童家庭担当者との合同研修会(2回)を開催(12月) ☐ 子ども相談所、各区子育て支援課・保健センターとの合同研修会を開催(1月) ☐ 精神科医師による児童家庭相談担当者へのオンライン研修を実施(1月～2月) ☐ 子ども虐待対応と DV 対応との連携強化研修会を開催(3月)		
2025 堺市基本計画	該当する施策	厳しい環境にある子どもと家庭への支援の充実		
	寄与する KPI	—		目標値(2025 年度) —
未来都市計画 堺市 SDGs	ゴール番号 16	ゴール番号 16	平和と公正をすべての人に	
	—	—		目標値(2023 年度) —